

遺伝子改変生物と移入種(外来種)による影響

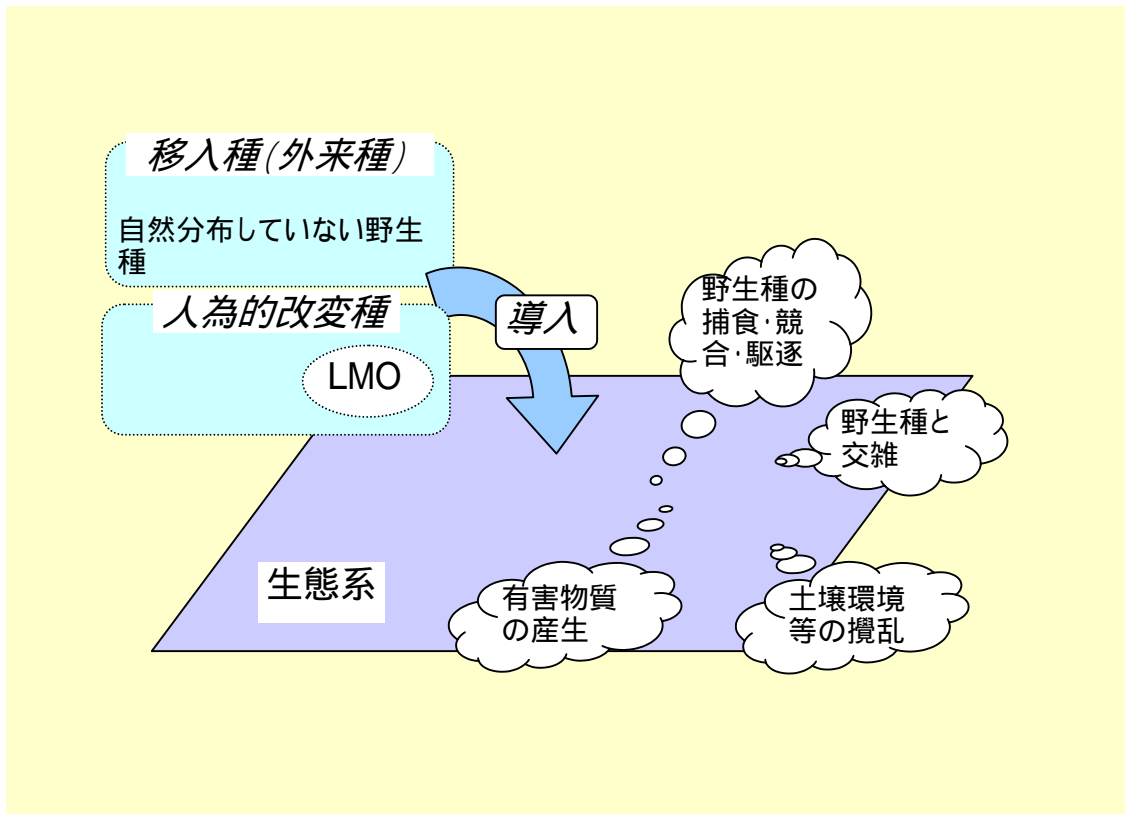
【生物多様性への影響の性質】

- ・移入種(外来種)も遺伝子改変生物も、その導入によって懸念される影響は共通。
- ・移入種(外来種)の場合、下記のように多様な影響が現に生じているが、遺伝子改変生物の場合、影響は顕在化していない。

【対応方策の違い】

- ・移入種問題への対応は、侵入の予防、定着初期の発見と撲滅、定着したものの管理まで、多様な問題、段階に応じて多様な対応が求められている。
- ・遺伝子改変生物に関しては、主として影響の予防の観点からの対応が求められている。

	LMO(生きている改変生物)	移入種(外来種)
生物多様性への影響の種類	競合、駆逐 野生種との交雑 有害物質の産生による影響	野生種の捕食・競合・駆逐 野生種との交雑による遺伝的攪乱 土壌環境等の攪乱(植生破壊等)
現に生じている問題と事例	・現在、環境放出利用が実用化されている農作物について、その栽培により顕著な影響が生じているとの報告はない	・在来種の捕食・競合・駆逐(マングース) ・在来種との交雑による遺伝的攪乱(タイワンザル) ・植生破壊(ノヤギ)
環境中への導入経路	・意図的導入(農作物の栽培) ・非意図的導入(混入)	・意図的導入(天敵利用、狩猟、ペット、畜産、養殖) ・非意図的導入(物資の移動にともなう付着、混入など)
影響に対する対策の態様	・予防的対策:利用に先立って環境安全性のチェックを実施(各省のガイドライン)	・予防的対策:侵入ルートが多岐にわたり、対策が多様 ・侵入・定着後の対策:撲滅、影響の制御など、影響の程度によりさまざま
生物多様性条約での検討状況	・生息域内保全のために措置が求められている(8条(g)) ・カルタヘナ議定書採択(2000.1月) ・LMOの輸出入に際して、輸入国が事前に利用した場合のリスク評価を行った上で輸入の可否を判断できる仕組み(AIA手続き)の導入等を規定	・生息域内保全のために措置が求められている(8条(h)) ・締約国会議で指針原則(ガイドライン)の策定に向け検討中。2000年5月のCOP5において中間的な原則が採択され、2002.4月のCOP6で最終的に採択される予定 ・指針原則では、予防に優先順位をおき、定着の初期の発見と速やかな撲滅、定着したものの封じ込めと制御の3段階での対応を原則としている
国内での対応措置の検討	・議定書に対応した国内措置の在り方について検討中(関係各省)	・締約国会議でのガイドラインの議論を踏まえ、我が国の対応方針を検討中(環境省)



移入種(外来種)
ALIEN SPECIES

その通常の過去あるいは現在の分布域の外側に導入された種、亜種あるいはそれ以下の分類。それらの種の生き残り、引き続き繁殖できる部分、配偶子、種子、卵、むかごを含む。

侵入外来種
INVASIVE ALIEN SPECIES

その定着と拡散が生態系、生息地あるいは種を脅かし、経済的あるいは環境上の害をもたらす外来種を示す。

導入
INTRODUCTION

人為によって、その通常の分布域(過去のあるいは現在の)の外に種、亜種あるいはそれ以下の分類を移動すること。(この移動は一国の内でのものと国の間でのものがあり得る)

生物多様性条約SBSSTTA6文書での定義(仮)